

事務連絡
令和6年3月22日

各
〔都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市〕
障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
障害福祉サービス等における加算等の届出の期限について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が令和6年4月1日より施行されることに伴い、障害福祉サービス等における加算等の届出について、下記のとおりお示いたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、御了知の上ご対応いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。

記

加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないこととされているが、令和6年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、令和6年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。

また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を令和6年4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国民健康保険連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

ただし、本特例は、令和6年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りでない。

